

光るチャイム設置一部助成事業実施要領

1. 目的

- ・この事業は、福祉委員会等で行われている集落内での見守りのための訪問活動が、より円滑に実施できるよう聞こえにくい一人暮らし高齢者等に対し、光るチャイム設置費用の一部助成を行い安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

2. 利用対象者

- ・町内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、福祉委員会が必要と認める者
- ・その他、福祉委員会が特に必要と認める者
- ・町民税が非課税または均等割のみであること

3. 助成の内容

- ・光るチャイムの設置費の一部助成（助成限度額15,000円）

4. 申請の取りまとめ方法

- ・各集落福祉委員会において、光るチャイムの設置が必要な方を選定し、申請書（別紙1）及び同意書（別紙2）を取りまとめのうえ、香美町社会福祉協議会本所または支所に提出する。

5. 申請期間

- ・随時受付

6. 光るチャイム設置期間

- ・申請者と設置業者との日程調整をしたうえで設置を行う。
- ・香美町内の電気店、電気工事店に依頼した場合のみ助成対象とする。

7. 助成金の交付

- ・設置完了後、請求書（別紙3）を香美町社会福祉協議会本所または支所に提出し、その後、指定口座への振込みにより助成金の交付を行う。

（令和6年4月1日改訂）